

集落のこれからの農業を考えよう

— 「地域計画」の作成に向けて —

- 高齢化や人口減少の進行により、農業者が減少し、耕作放棄地が増えるなど、「**集落の農地が適切に利用されなくなる状況**」が増えてきています。
- そのため、将来のことを考えて、「**農地を守る方々の次の後継者を決めておくこと**」が重要になってきています。



このような地域の課題を解決するため、明日香村では、集落ごとに幅広い方々が参加する「話し合いの場」を設置し、地域の関係者が一体となった「**地域計画**」の作成を進めています。

「**地域計画**」を策定することによって、「**10年後の地域における農地利用のあり方**」について、地域のみなさまの意見を反映した、具体的で明確な方向性を示すことができるようになります。

「集落のこれからの農業」について、みなさまの率直なお考えを話し合ってみませんか？

1 地域計画とは

●「地域計画」ってどんな計画？

- ・地域計画は、地域の農地を適切に利用できるように、地域の皆さんで話し合いを重ねて、
①地域農業の「将来のありかた」の計画書
②1筆ごとに、現在の農地利用の状況を示した地図(現況地図)
③1筆ごとに、10年後の農地利用の姿を示した地図(目標地図)を示したものです。
※地域の単位は、「集落単位」を想定します
- ・地域計画は、策定後も定期的(例:毎年1回)に見直し、計画達成に向けて継続して取り組みます。

●どのように進めるの？

- ・地域内の農地について、「地域農業の将来のあり方」を踏まえて、「守っていく農地は、誰が、どのように担うのか」、「使い切れない農地はどうしていくのか」などを、地域で話し合っていていただき、地図や計画書に書き込みます。

●「地域計画」は誰が作るの？

- ・地域では、話し合いやアンケートの結果をもとに地域計画(案)を作成します。
- ・作成後は、明日香村が受け付け、最終的には明日香村が策定することになります。

補足:「人・農地プラン」と「地域計画」の違い

明日香村では、これまでも「人・農地プラン」の策定を推進してきました。令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正(法定化)に伴い開始した「地域計画」では、農地の集約化を含めた将来の農地の利用目標を考えるなど、従来の「人・農地プラン」から踏み込んだ取組となります。

	人・農地プラン		地域計画
目的	「農地を集積していく将来方針」を示す		「地域農業の将来のありかた」の計画を示す
対象	中心経営体 ※認定農業者、認定新規就農者、 集落営農組織 など		農業を担うもの = 中心経営体 + 地域で農業を営む方(多様な農業経営体) + これから地域で農業を始める方 + 受託を受けて農作業を行うもの など
方法	「農地を集積していく将来方針」を文章化		農業を担うものごとに、利用する農地を地図(目標地図)に示す

※集積: 利用する農地面積を「拡大する」こと

※集約: 利用する農地を「まとめる」こと

2 「地域計画」策定の主な流れ

■Step1 現状の整理

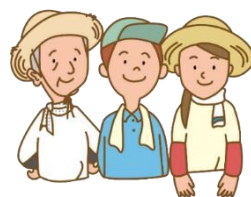
- ・地域内の農地ごとに、所有者や耕作者を整理し、農業者の年齢や後継者の有無、将来の耕作意向、地域内の農業の課題等について、アンケートや聞き取り等で確認します。
※過去に実施したアンケート調査等も参考にします。

■Step2 「現況地図」の作成

- ・地域内の農地ごとに、**営農状況や営農意向を整理(見える化)した「現況地図」**を作成します。
(イメージは次ページ)

■Step3 地域での話し合い

- ・「**地域農業の将来のあり方**」について地域で話し合います。
- ・1筆ごとの農地について、将来(約10年後)の農業者を明確にします。



POINT!

「地域農業の将来のあり方」の論点(例)

- ①地域において、10年後にどのような農業をめざしたいか
- ②その実現のためには何が必要か
- ③誰が、何をしなければならないか

■Step4 「目標地図」と「計画書」の作成(地域での話し合い)

- ・将来の耕作者をイメージするため、Step2の「現況地図」に対して、**将来その農地を担うであろう耕作者を想定し、新たな白地図に色付けした「目標地図」**を作成します。(イメージは次ページ)
- ・また、**地域で話し合いながら、「計画書」の内容を作成**します。



POINT!

- 「目標地図」に示しただけでは、農地の貸借の権利設定がされるものではありません。
- 農地の貸借の権利設定を行う場合は、農地の所有者と受け手が、地代や期間を調整した上で、定められた手続きを行う必要があります。
- 「目標地図」と異なる農地の貸借を行う場合は、地域計画の変更等の手続きが必要となります(内容によっては認められないことがあります)。
- 「農地の将来の利用者」が決められない場合は、「検討中」として継続的に協議・調整を重ね、定期的に「目標地図の見直し」を行いながら、地図の完成度を徐々に高めていきます。

■Step5 「地域計画」の完成・告示

- ・明日香村、農業委員会、奈良県、なら担い手・農地サポートセンター(奈良県農地中間管理機構)などの関係者による協議等を経て、「地域計画」を完成、告示します。

※令和6年度末までに各地域で作成します。

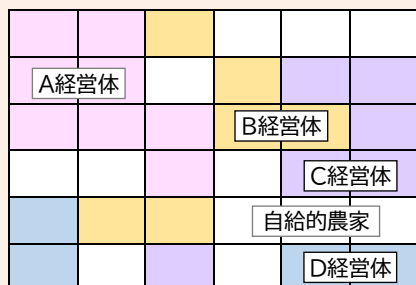


「現況地図」と「目標地図」のイメージ

「目標地図」は、地域の実情や方向性によりさまざまです。話し合いを重ねて検討しましょう。

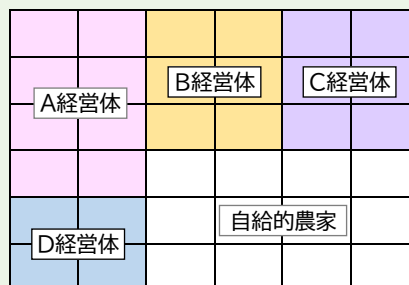
現況地図

●集落内の営農状況を整理



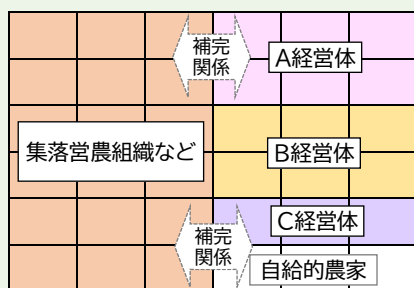
目標地図

例①：個別経営体への農地の集約化



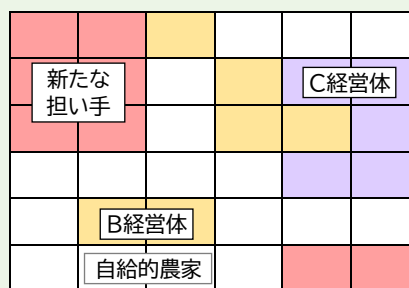
- 認定農業者を中心に農地を集約化
- 集落内に担い手がいない場合は、集落外の担い手に農地をまとめて貸す など

例②：集落営農組織や個別経営体等への農地の集約・連携強化



- 集落営農組織などが担いやすいよう農地を集約化（一部、共同管理）
- 集落内での人材確保と育成 など

例③：多様な担い手による農地活用



- 企業等との協働・連携による農地活用
- 新規就農者、オーナー制度、半農半X、観光的利用等の受け入れを推進 など

3 「地域計画」策定による支援措置

「地域計画」の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。

①「地域計画を策定した区域」を対象とする支援措置

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 など



②「目標地図に位置付けられた経営体」を対象とする支援措置

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL 資金・農業近代化資金金利負担軽減措置 など

